

注意：この日本語テキストは、「NOTES TO THE REQUEST FORM (PCT/RO/101)」（原文）に基づいて作成されたものです。日本語テキストと原文の内容が相違する場合には、全て原文が優先します。

願書様式（PCT/RO/101）の備考

この備考は、願書様式の記載を容易にするためのものである。詳細な情報については、WIPO ウェブサイト（www.wipo.int/pct/en/）においてその他の PCT 関連書類とともに閲覧可能である WIPO 発行物「PCT 出願人の手引」を参照のこと。

この備考は、特許協力条約、条約に基づく規則及び実施細則の要件に基づくものである。この備考と条約等の要件との間に矛盾がある場合には、後者が適用される。

願書様式及びこの備考において、「条」「規則」「号」は、それぞれ、条約、規則及び実施細則の各条項を示す。

願書様式はタイプ印書又は印刷により作成し、チェックボックス内には、黒色インクで手書きにより記入することができる（規則 11.9 (a) 及び (b)）。

願書様式及びこの備考は、上記のWIPOウェブサイトからダウンロードすることができる。

■国際出願の提出先

国際出願（願書、明細書、請求の範囲、要約書及び必要な場合には図面）は、管轄受理官庁（第 11 条 (1) (i)）へ提出しなければならない。すなわち、国家安全保障に関し適用される規定に従うことを条件に、出願人の選択により、次のいずれかとなる。

(i) 出願人又は、二人以上の出願人がある場合においては、出願人のうち少なくとも一人がその居住者又は国民である PCT 締約国の受理官庁、又はその締約国のために行動する受理官庁（規則 19.1 (a) (i) 若しくは (ii) 又は (b)）、又は

(ii) 出願人又は、二人以上の出願人がある場合においては、出願人のうち少なくとも一人が PCT 締約国の居住者又は国民である場合、スイス国ジュネーブ州の WIPO 国際事務局（規則 19.1 (a) (iii)）。

■願書様式の確認用写し

ファクシミリによる出願を認める受理官庁（「PCT 出願人の手引」附属書 C 参照）に対して、ファクシミリで国際出願を行った場合、願書様式の第一頁目に「CONFIRMATION COPY」の注記、続けてファクシミリ送信日を記載する。

■出願人又は代理人の書類記号

希望する場合、書類記号を記載することができる。書類記号の文字数は、25 (※)文字を超えてはならない。25 を超える文字については、受理官庁又は国際機関に考慮されない場合がある（規則 11.6(f) 及び第 109 号）。

(※) 日本国特許庁における取り扱い

日本国特許庁は、12 文字を超える書類記号に対応しておりません。このため、12 文字を超える書類記号を記載しても、日本国特許庁から出願人に対して送付される通知書等に記載される書類記号には、先頭から 12 文字のみしか表示されません。また、願書の書類記号欄の表示「出願人又は代理人の書類記号（希望する場合、最大 12 字）」についても修正を行っていません。

なお、インターネット出願ソフトを用いて願書を提出する場合、書類記号は 12 文字までしか入力できません。

■第 I 欄

発明の名称（規則 4.3 及び 5.1(a)）：

発明の名称は、短く（英語の場合又は英語に翻訳した場合に二語以上七語以内であることが望ましい）かつ的確なものとしなければならない。発明の名称は、明細書の冒頭に表示する名称と同一でなければならない。

■第 II 欄及び第 III 欄

一般事項：

記載する出願人のうち少なくとも一人は、受理官庁として行動する PCT 締約国の居住者又は国民でなければならない（第 9 条及び第 11 条(1)(i)並びに規則 18 及び 19）。

国際出願を規則 19.1(a)(iii)に基づき国際事務局に対して行う場合、出願人のうち少なくとも一人は、いずれかの PCT 締約国の居住者又は国民でなければならない。

出願人及び／又は発明者の表示（規則 4.5(a) 並びに 4.6(a) 及び(b)）：

チェックボックス「☐この欄に記載した者は、発明者でもある」（第 II 欄）：

記載する出願人が発明者又は発明者のうちの一人でもある場合、チェックボックスにレ印を付す。出願人が法人である場合、チェックボックスにレ印を付さない。

チェックボックス「☐出願人及び発明者である」（第 III 欄）：

記載する者が出願人であり発明者でもある場合、チェックボックスにレ印を付す。当該者が法人である場合、チェックボックスにレ印を付さない。

チェックボックス「☐出願人のみである」（第 III 欄）：

記載する者が、法人である場合、又は発明者ではない場合、チェックボックスにレ印を付す。

チェックボックス「☐発明者のみである」(第Ⅲ欄)：

記載する者が発明者であるが出願人ではない場合、チェックボックスにレ印をする。これは、例えば、発明者が死亡又は発明を譲渡し、譲受人が全ての指定国における出願人である場合が該当する。当該者が法人である場合、チェックボックスにレ印を付さない。

第Ⅲ欄では、記載する者それぞれについて、三つのチェックボックスのうちの一つに必ずレ印を付さなければならない。

当該者が出願人及び発明者である場合においても、一人の者を第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄に複数記載してはならない。

指定国によって出願人が異なる場合 (規則 4.5(d)、18.3 及び 19.2)：

異なる指定国に対して異なる出願人を記載することができる。記載する出願人のうち少なくとも一人は、出願人として記載された指定国にかかわらず、受理官庁として行動する PCT 締約国の国民又は居住者でなければならない。

どの指定国についての出願人であるかを表示するため、該当するチェックボックス(各出願人について一つのチェックボックスのみ)にレ印を付す。当該者が全ての指定国の出願人ではない場合、チェックボックス「☐追記欄に記載した指定国」にレ印を付し、追記欄に、当該者が出願人となる国の表示とともに、当該者の氏名(名称)を改めて記載する(追記欄の 1(iii)を参照)。

発明者の表示 (規則 4.1(a)(iv) 及び (c)(i))：

発明者の氏名は通常国内段階で求められる情報であるため、必ずこの情報を記載することを強く推奨する。詳細については「PCT 出願人の手引」附属書 B を参照のこと。

指定国によって発明者が異なる場合 (規則 4.6(c))：

異なる指定国に対して異なる者を発明者として記載することができる(たとえば、発明者の記載に関して指定国の国内法令の要件が同一でない場合)。この場合、追記欄を使用する(追記欄の 1(iii)を参照)。特段の記載がない場合、記載された発明者は全ての指定国についての発明者であるものとみなされる。

氏名(名称)及びあて名 (規則 4.4)：

姓(大文字で記載するのが望ましい)を、名の前に記載しなければならない。肩書き及び学位は記載してはならない。法人の名称は、完全な公式の名称を記載しなければならない。

あて名については、郵便物が速やかに配達されるように記載しなければならない。あて名はすべての該当する行政単位(住居番号がある場合はその番号の表示を含む)、郵便番号(該当する場合)及び国名により構成されなければならない。

記載する者ごとに、一つのあて名のみ記載することができる。特別な「通知のためのあて名」の記載については、第Ⅳ欄の備考を参照のこと。

電話番号、ファクシミリ番号及び／又は電子メールアドレス：

電話番号、ファクシミリ番号及び／又は電子メールアドレスは、第Ⅱ欄及び第Ⅳ欄に記載する者との速やかな連絡を可能にするために記載する（規則 4.4(c) 参照）。電話番号又はファクシミリ番号は、国識別番号及び市外局番を含める。電子メールアドレスは、一つのみ記載する。

該当するチェックボックスにレ印を付していない場合、提供された電子メールアドレスは、電話によりなされる種類の通信にのみ利用される。該当するチェックボックスの一つにレ印を付した場合、受理官庁、国際調査機関、国際事務局及び国際予備審査機関は、処理又は郵送の遅れを回避するために、出願人に国際出願に関する通知を送付することができる。ただし、全ての官庁が電子メールにより通知をするものではない（各官庁の手続の詳細については「PCT 出願人の手引」附属書 B を参照）。最初のチェックボックスにレ印を付した場合、電子メールによる通知に続いて、必ず書面による正式な通知がなされる。この場合、書面による通知のみが正当な一通であるとみなされ、書面による通知の発送日からのみ規則 80 に規定する期間が開始する。二番目のチェックボックスにレ印を付した場合、出願人は書面による通知の発送の中止を請求し、電子メールにより送付された通知に表示された発送日が規則 80 に規定する期間の開始日であることに同意したこととなる。

電子メールアドレスに関する情報を常に最新に維持し、また、受信者側の理由により電子メールの受信を拒否しないようにすることは、出願人の責任である。願書に表示された電子メールアドレスの変更は、規則 92 の 2 に基づき、望ましくは直接国際事務局に対して、記録の変更を要請しなければならない。出願人の電子メールアドレスの使用と代理人又は共通の代表者の電子メールアドレスの使用の双方に承認がなされている場合は、国際事務局は、選任された代理人又は共通の代表者のみに対して電子メールによる通信を行う。

官庁における出願人登録番号（規則 4.5(e)）：

出願人は、受理官庁として行動する国内官庁に出願人が登録されている場合には、出願人の登録に基づく番号又はその他の表示を願書に記載することができる。

国籍（規則 4.5(a) 及び (b) 並びに 18.1）：

出願人ごとに、その者が国民である国の国名又はその 2 文字コードにより国籍を記載しなければならない。締約国の国内法令に従って設立された法人は、当該締約国の国民とみなす。当該者が発明者のみである場合、国籍の記載は求められない。

住所（規則 4.5(a) 及び (c) 並びに 18.1）：

出願人ごとに、その者が居住者である国の国名又はその 2 文字コードにより住所を記載しなければならない。住所の国が表示されていない場合、あて名に記載された国と同一であると推定される。

締約国において実在かつ有効な工業上又は商業上の営業所を有することは、当該締約国において住所を有するものとみなす。当該者が発明者のみである場合、住所の記載は求められない。

国名（第 115 号）：

国の名称の表示は、WIPO 標準 ST.3 及び「PCT 出願人の手引」附属書 K に示される 2 文字の国名コードを使用する。

■ 第 IV 欄

代理人となることのできる者（第 49 条及び規則 83.1 の 2）：

代理人として行動することができる者に関する受理官庁毎の情報は、「PCT 出願人の手引」附属書 C において提供される。

代理人又は共通の代表者（規則 4.7、4.8、90.1 及び 90.2 並びに第 108 号）：

この欄に記載する者が代理人又は共通の代表者（共通の代表者は出願人の一人でなければならない）として選任されているかを表示するために、該当するチェックボックスにレ印を付す。

氏名（名称）、あて名（国名を含む）、電話番号、ファクシミリ番号及び／又は電子メールアドレスの表示方法については、第 II 欄及び第 III 欄の備考を参照のこと。

複数の代理人を記載する場合、通知が送付されるべき代理人を最初に記載する。

二人以上の出願人がいる場合であって、全ての出願人を代表する共通の代理人が選任されていないときは、PCT 締約国の国民又は居住者である出願人のうちの一人を共通の代表者として選任することができる。当該選任がない場合、当該受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす。

代理人又は共通の代表者の選任の方法（規則 90.4 及び 90.5 並びに第 106 号）：

代理人又は共通の代表者の選任は、第 IV 欄において代理人又は共通の代表者を指定し、願書又は別個の委任状に出願人が署名することにより行うことができる。二人以上の出願人がいる場合には、共通の代理人又は共通の代表者の選任は、出願人の選択により、願書又は別個の委任状に出願人がそれぞれ署名することにより行わなければならない。別個の委任状に署名がない場合若しくは必要な別個の委任状がない場合、又は選任された者の氏名（名称）若しくはあて名の記載が規則 4.4 の規定に従っていない場合、委任状は、当該欠陥の補充がされた場合を除くほか、存在しないものとみなす。ただし、受理官庁は、別個の委任状を受理官庁に提出する要件を放棄することができる（詳細については「PCT 出願人の手引」附属書 C を参照）。

包括委任状を提出済みであり、その旨を願書に示す場合には、その包括委任状の写しを願書に添付する。包括委任状に署名していない出願人は、受理官庁が別個の委任状を提出する要件を放棄する場合を除き、願書又は別個の委任状のいずれかに署名をしなければならない（詳細については「PCT 出願人の手引」附属書 C を参照）。

国内官庁における代理人登録番号（規則 4.7(b)）：

代理人が受理官庁として行動する国内官庁に登録されている場合には、その番号又は当該登録を表す他の表示を願書に記載することができる。

通知のためのあて名（規則 4.4(d) 及び第 108 号）：

代理人が選任されている場合、出願人に対する通知は、当該代理人（二人以上の代理人が選任されているときは、最初に記載された代理人）のあて名に送付される。二人以上の出願人のうちの一人が共通の代表者として選任されているときは、第Ⅳ欄に記載された出願人のあて名が使用される。

代理人又は共通の代表者が選任されていない場合、出願人に対する通知は、一人の出願人のみが記載されているときは当該出願人、又は複数の者が出願人として記載されているときは共通の代表者とみなされる出願人の第Ⅱ欄または第Ⅲ欄に記載されたあて名に送付される。ただし、出願人は、別のあて名に通知が送付されることを希望するときは、第Ⅳ欄に、代理人又は共通の代表者の指定に代えて、別のあて名を記載しなければならない。その場合及びその場合についてのみ、第Ⅳ欄の最後のチェックボックスにレ印を付さなければならない（「☐代理人」又は「☐共通の代表者」のいずれかのチェックボックスにレ印を付した場合には、最後のチェックボックスにレ印を付してはならない）。

電話番号、ファクシミリ番号及び／又は電子メールアドレス：

第Ⅱ及びⅢ欄の備考を参照のこと。

■第Ⅴ欄

国の指定（広域及び国内特許）（規則 4.9）：

出願人は、願書を提出することによって、取得可能な全ての保護の種類、並びに該当する場合には広域及び国内特許の双方に関して、国際出願日に PCT に基づき得られるあらゆる指定を自動的かつ包括的に得るものとなる。出願人は、特定の指定国又は選択国において国際出願が特許出願ではなく当該国で可能な他の種類の保護を求めるものとして取り扱われることを希望する場合には、第 22 条又は第 39 条(1)に規定する国内段階への移行を行うときに指定または選択官庁に対しその保護の種類の選択を直接表示しなければならない。指定国又は選択国において得られる保護の種類については「PCT 出願人の手引」附属書 B を参照のこと。

ただし、以下の理由により、出願人が該当するチェックボックスにレ印を付すことによって、DE（ドイツ）、JP（日本）及び／又は KR（韓国）においては全ての種類の保護について当該国を指定しないことを表示することができる。これらの国は、国際事務局に対して、規則 4.9 (b) の適用を通告している。それらの国の国内法令では、国際出願が当該国を指定し、かつ、**国際出願時**又は規則 26 の 2.1 に基づき国際出願後に当該国で効力を有する先の国内出願（DE に関しては、同種類の保護を求めるもの）の優先権を主張する場合、当該国において、該当するときは所定の期間の満了後、先の国内出願の取下げと同一の効果となる先の国内出願の消滅という結果をもたらすことが規定されている。欧州特許（EP）取得のためのドイツ（DE）の指定は上記の対象外である。詳細については「PCT 出願人の手引」附属書 B を参照のこと。

上記の 3 カ国のみが、第 V 欄においてみなし全指定から除外することができる。みなし全指定の対象から除外することを求めるその他の PCT 締約国については、出願人は、規則 90 の 2.2 に基づく指定の取下げの通告を別個に提出しなければならない。**注意：提出する取下げの通告には、出願人又は、複数の出願人がある場合においては、全ての出願人が署名しなければならない（規則 90 の 2.5）。または、各出願人がその選択により願書、国際予備審査請求書又は別個の委任状に署名をすることにより選任した代理人又は共通の代表者が署名をしなければならない（規則 90.4(a)）。**

■ 第 VI 欄

優先権主張（規則 4.10）：

先の出願に基づく優先権を主張する場合、当該優先権の主張を含む申立ては、願書において行わなければならない。

願書には、優先権の主張をする先の出願の出願日及び番号を記載する。この日付は、国際出願日前 12 月以内でなければならない。

先の出願が国内出願である場合、その出願がされた工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国、又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関の加盟国である国の国名を表示しなければならない。先の出願が広域出願であるときは、その広域官庁名を表示しなければならない。先の出願が国際出願であるときは、当該先の出願がなされた受理官庁名を表示しなければならない。

先の出願が広域出願（下記ただし書き参照）又は国際出願である場合、出願人が希望すれば、優先権の主張には、その先の出願がなされた一又は二以上の工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の国名を記載することができる（規則 4.10(b)(i)）。ただし、この記載は任意である。先の出願が広域出願であり、かつ、当該広域出願について適用される広域特許条約の締約国のいずれかが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国のいずれでもない場合、その先の出願がなされた国のうち少なくとも一の本条約の締約国又は同機関の加盟国の国名を補充欄に記載しなければならない（規則 4.10(b)(ii)）。

優先権主張の補充又は追加については、規則 26 の 2.1 及び「PCT 出願人の手引」国際段階を参照のこと。

優先権の回復（規則 4.1(c)(v) 及び 26 の 2.3）：

優先権の回復の手続きは、規則 26 の 2.3(j) の規定に基づいて規則 26 の 2.3(a) から(i) までの規定が当該官庁に適用される国内法令に不適合である旨を国際事務局に通告した受理官庁については、適用しない。

国際出願の出願日が、優先期間（規則 2.4 参照）の満了の日の後であるが、当該満了の日から 2 月の期間内である場合には、出願人は受理官庁に優先権の回復を請求することができる（規則 26 の 2.3）。この請求は、優先期間の満了の日から 2 月以内に当該受理官庁へ提出しなければならない。当該請求は、優先権主張を第 VI 欄において特定することにより、願書に含めることができる（規則 4.1(c)(v)）。第 VI 欄において優先権の回復を請求する優先権主張を特定する場合、「Statement for Restoration of the Right of Priority」という標題を付けた別個の書面を提出する。この別個の書面では、関係する先の出願の各々について出願日、先の出願の番号、国、WTO 加盟国、広域官庁又は受理

官庁の名前又は 2 文字コードを表示する。更に、関係する先の出願の各々について、出願人は国際出願が優先期間内に提出されなかったことの理由を記載する（規則 26 の 2.3(a) 及び 26 の 2.3(b) (ii)）。

当該請求は、上記の期間内（規則 26 の 2.3(e)）に受理官庁への手数料の支払を条件とすることができる。規則 26 の 2.3(d)に基づき、当該手数料の支払期間は、受理官庁の選択により、規則 26 の 2.3(e)に定める期間の満了の後最長 2 箇月の期間延長することができる。

受理官庁は、相当な期間内に、理由の陳述を裏付けるための申立てやその他の証拠の提出を要求することができる。このような申立てや証拠は回復の請求と同時に受理官庁へ提出することが望ましい（規則 26 の 2.3(b) 及び (f)）。

受理官庁は、当該受理官庁が採用する回復のための基準が満たされていると認めた場合には、優先権を回復する（規則 26 の 2.3(a)）。受理官庁が適用する回復のための基準の情報については「PCT 出願人の手引」附属書 C を参照のこと。

引用による補充（規則 4.18 及び 20）：

引用による補充の手続きは、規則 20.8(a) 又は規則 20.8(a) の 2) の規定により引用による補充が当該官庁の国内法令に適合しない旨を国際事務局に通告した受理官庁については、適用しない。

受理官庁は、第 11 条(1) (iii) (d) 又は(e)に定める要件のいずれかを満たしていない、又は満たしていると思われないと認めた場合には、出願人に対し、必要とされる補充書を提出すること、又は第 11 条(1) (iii) (d) 又は(e)に定める要素を規則 4.18 の規定に基づく引用により含めることを確認することを求める。

出願人が第 11 条(2)の規定に基づき必要とされる補充書を提出する場合には、第 11 条(1)に定めるその他の要件を全て満たしていることを条件として、国際出願日は受理官庁がその必要とされる補充書を受理した日とする（規則 20.3(a) (ii) 及び(b) (i) を参照）。

しかし、出願人が、国際出願が先の出願に基づく優先権主張を伴う場合において、当該先の出願に完全に含まれている第 11 条(1) (iii) (d) 又は(e)に規定する要素を引用により含めることを確認した場合には、当該要素は、第 11 条(1) (iii) に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に、国際出願として受理されたものに記載されていたものとみなし、国際出願日は第 11 条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日とする（規則 20.3(a) (ii) 及び(b) (ii) を参照）。

出願人が、第 11 条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日の後であるが、規則 20.7 に規定する期間内に欠落部分を受理官庁に提出した場合には、当該部分は国際出願に含まれるものとし、国際出願日は当該部分を受理官庁が受理した日に訂正される（規則 20.5(c) を参照）。このような場合、出願人は当該欠落部分を無視するよう受理官庁に請求することができ、この場合には当該欠落部分は提出されなかったものとみなされるとともに、国際出願日の訂正もされなかったものとみなされる（規則 20.5(e) を参照）。

しかし、出願人が規則 20.6(a)に従って欠落部分を引用により含めることを確認し、受理官庁が規則 4.18 及び 20.6(a)に掲げる要件を全て満たしていると認めた場合には、当該部分は第 11 条(1) (iii) に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に、国際出願として提出されたものに記載されていたものとみなし、国際出願日は第 11 条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日とする（規則 20.5(d) を参照）。

要素又は部分が誤って提出された場合であって、出願人が、第 11 条(1)に掲げる要件のすべてを満たした後であるが、規則 20.7 に規定する期間内に正しい要素又は部分を受理官庁に提出した場合には、正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、誤って提出された要素又は部分は当該国際出願から取り除かれ、国際出願日は正しい要素又は部分を受理官庁が受領した日に訂正される（規則 20.5 の 2(c) を参照）。

このような場合、出願人は当該正しい要素又は部分を無視するよう受理官庁に請求することができ、この場合には正しい要素又は部分は提出されなかったものとみなされるとともに、国際出願日の訂正もされなかったものとみなされる（規則 20.5 の 2(e) を参照）。

しかし、出願人が規則 20.6(a)に従って正しい要素又は部分を引用により含めることを確認し、受理官庁が規則 4.18 及び 20.6(a)に掲げる要件を全て満たしていると認めた場合には、正しい要素又は部分は、第 11 条(1)(iii)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に、国際出願として提出されたものに記載されていたものとみなし、国際出願日は第 11 条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日とする。

優先権書類の提出（規則 17.1）：

出願人は、優先権主張の基礎となる先の出願が国内、広域又は国際出願であるかにかかわらず、当該先の出願の各々の認証謄本（優先権書類）を提出しなければならない。優先権書類は、（最も早い）優先日から 16 月の満了前、又は国内処理の早期開始を請求する場合には当該請求の前に、受理官庁又は国際事務局に提出しなければならない。16 月の期間満了後であっても、国際公開前に国際事務局が受理した優先権書類は、当該期間の最終日に受理したものとみなす（規則 17.1(a)）。

優先権書類が受理官庁により発行される場合には、出願人は、優先権書類の提出に代えて、（優先日から 16 月以内に）受理官庁に対し、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求することができる（規則 4.1(c)(ii)）。当該請求は、第 VI 欄のチェックボックスにレ印を付することにより行う。出願人は、この請求を行うときに（受理官庁が手数料を請求する場合に）受理官庁に対して優先権書類に関する手数料を納付しなければならない。手数料を納付しない場合には、当該請求はなかったものとみなされる（規則 17.1(b) を参照）。

WIPO の優先権書類の電子的交換サービス（DAS）に参加する官庁（www.wipo.int/das/en）から優先権書類が入手可能な場合、出願人が国際事務局へ優先権書類を提出するために DAS を使用することができる。優先権書類の写しを DAS へ提供することを、出願人は提供官庁に対し請求することにより（DAS 提供庁の詳細手続については「PCT 出願人の手引」附属書 B を参照）、出願人はアクセスコードを取得する。（優先権主張をしている案件の出願過程において、出願人がすでに提供官庁からアクセスコードを自動的に取得していない場合に限る。）

出願人は第 VI 欄の該当するチェックボックスにレ印を付し、優先権書類毎にアクセスコードを記載する。

国際事務局が電子図書館から優先権書類を取得可能か否か及びいずれの優先権書類を取得可能かに関する情報は、第 715 号(c)に基づき公示（PCT 公報）及び「PCT 出願人の手引」附属書 B（IB）により公表される。

日付（第 110 号）：

日付は、当該日の数字、当該月の名称及び当該年のアラビア数字を、この順序に従って

記載し、その次に当該記載の下又は上に、括弧書きで当該日及び当該月の数字についてそれぞれ二桁のアラビア数字を使用して繰り返し、続けて当該年の数字について四桁のアラビア数字を使用して、この順序に従ってピリオド、斜線又はハイフンによって分離して記載する。例えば、26 October 2018 (26.10.2018)、26 October 2018 (26/10/2018)又は26 October 2018 (26-10-2018)。

■ 第Ⅶ欄

国際調査機関 (ISA) の選択 (規則 4.1(b)(iv) 及び 4.14 の 2) :

当該出願が提出された際の言語及びそれが提出された受理官庁により、二以上の国際調査機関が国際出願に関する国際調査を管轄する場合には、出願人は、選択する管轄機関の名称をフルネーム又は 2 文字コードのいずれかによって所定の欄に表示しなければならない。

■ 第Ⅶ欄の続きの項目 1

先の調査の結果の利用請求 ; 先の調査の結果の提出 (規則 4.12、12 の 2、16.3 及び 41.1)

出願人は、ISA に対し、国際調査を行うにあたり、当該機関、他の ISA 又は国内官庁若しくは広域官庁のいずれかによって行われた先の調査の結果を考慮することを請求することができる (規則 4.12)。出願人によりそのような請求がなされ、規則 12 の 2 に基づく条件を満たした場合において、かつ当該先の調査が同一の ISA 又は ISA として行動する官庁と同一の国内官庁若しくは広域官庁によって行われた場合には、当該 ISA はできる限り当該先の調査の結果を考慮しなければならない。一方で、もし当該先の調査が他の ISA 又は ISA として行動する官庁とは別の国内官庁若しくは広域官庁によって行われた場合、当該 ISA は当該先の調査を考慮することができるが、義務ではない (規則 41.1)。ISA が当該先の調査結果を考慮する場合、第 16 条 (3) (b) に規定する取決めで定める範囲において及び条件に従って調査手数料を (一部) 払い戻す (各 ISA について「PCT 出願人の手引」附属書 D を参照)。

先の調査の結果を考慮するよう請求する際には以下の事項を表示しなければならない : 当該先の調査が行われた出願の出願日及び出願番号、そして当該先の調査を行った機関または官庁 (規則 4.1(b)(ii)、4.12(i))。

出願人は、国際出願時に国際出願とともに当該先の調査の結果の写しを受理官庁に提出しなければならない (規則 12 の 2.1(a))。ただし、以下の場合を除く :

— 当該先の調査が、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁により行われた場合、又は当該先の調査の結果を受理官庁が入手可能である場合には、出願人は当該先の調査の結果の写しを提出するかわりに、該当するチェックボックスにレ印を付することにより、受理官庁に対し、当該先の調査の結果の写しを ISA へ送付することを請求することができる (規則 12 の 2.1(b) 及び (d))。

—当該先の調査が、ISA として行動する機関と同一の機関又は官庁によって行われた場合には、当該先の調査の結果の写しを受理官庁又は ISA に提出することを要求されない（規則 12 の 2.1(c) 及び 12 の 2.2(b)）。

—当該先の調査の結果の写しが、当該受理官庁又は ISA が認める形式及び方法で当該受理官庁又は ISA が入手可能な場合であって、出願人が願書様式の該当するチェックボックスにレ印を付すことによりその旨を表示する場合には、当該結果の写しを受理官庁又は ISA に提出することを要求されない（規則 12 の 2.1(d) 及び 12 の 2.2(b)）。

出願人が規則 4.12 に基づく請求を行ったときに、該当する場合には、受理官庁から ISA へ送付される先の調査の結果には先の分類の結果の写しが含まなければならない（規則 23 の 2.1(b)）。

2 以上の先の調査の結果の利用

2 以上の先の調査の結果を利用することを ISA へ請求する場合は、「☐ その他の先の調査が続葉に記載されている。」にレ印を付す。また、当該ページを複製し、複製したページの右上余白に「第Ⅶ欄の続きの項目 1 の続葉」と記入した上で願書様式に添付する。

■第Ⅶ欄の続きの項目 2

出願人による規則 4.12 に基づく請求がなかった場合における、先の調査及び先の分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付

国際出願が先の出願に基づく優先権を主張する場合において、条約第 30 条(2) 及び(3) の規定に従うことを条件として、当該先の出願が受理官庁として行動する官庁と同一の国内官庁若しくは広域官庁に出願され、かつ、当該官庁が先の出願についての先の調査を行った場合には、受理官庁は、先の調査の結果の写し及び先の分類の結果を ISA へ送付する（ただし、そのような写しが既に ISA によって入手可能である場合を除く）（規則 23 の 2.2(a)）。

また、先の出願が異なる官庁に出願されていた場合であっても、先の調査の結果の写し及び先の分類の結果の写しを受理官庁が入手可能である場合には、受理官庁は先の調査の結果の写し及び先の分類の結果の写しを送付できる（規則 23 の 2.2(c)）。

受理官庁が先の調査の結果を国際調査機関へ送付しないことの請求

規則 23 の 2.2(b) に基づき、ISA に先の調査の結果を送付しないことを決定できる旨を国際事務局へ通知した受理官庁に国際出願を出願する場合、出願人は、第Ⅶ欄の続きの項目 2.2 の該当するチェックボックスにレ印を付すことができる。これは、国際出願が次の受理官庁に対して出願された場合にのみ適用する。: DE（ドイツ）、FI（フィンランド）及び SE（スウェーデン）（www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html 参照）

受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ送付することの承諾

規則 23 の 2.2(e)に基づき、出願人の承諾なしに先の調査の結果の写し及び先の分類の結果を送付することが、当該受理官庁に適用される国内法令と適合しない旨を国際事務局へ通知した受理官庁に国際出願を出願する場合であっても、出願人は、受理官庁に先の調査の結果及び先の分類の結果を ISA へ送付することを承諾するために、第Ⅶ欄の続きの項目 2.3 の最初のチェックボックスにレ印を付することができる。これは、国際出願が次の受理官庁に対して出願された場合にのみ適用する。: AU (オーストラリア)、CZ (チェコ共和国)、FI (フィンランド)、HU (ハンガリー)、IL (イスラエル)、JP (日本)、NO (ノルウェー)、SE (スウェーデン)、SG (シンガポール) 及び US (米国) (www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html 参照)

先の調査が、本国際出願の優先権の主張の基礎となる国際出願に関係する場合であって、当該先の国際調査が第Ⅶ欄で選択した ISA と異なる ISA により行われた場合にのみ、先の調査の結果及び先の分類の結果を送付することの明確な承諾を受理官庁に与えるために、すべての受理官庁について、第Ⅶ欄の続きの項目 2.3 の二番目のチェックボックスにレ印を付することができる。

2 以上の先の調査の結果の利用

国際出願が 2 以上の優先権の主張を伴う場合で、かつ、出願人がそれぞれの先の出願について、項目 2.2 又は 2.3 の事項を表示する資格を有しており、当該事項を表示することを希望する場合には (規則 23 の 2.2(a)、(b))、「☐ その他の先の調査が続葉に記載されている。」にレ印を付す。また、当該ページを複製し、複製したページの右上余白に「第Ⅶ欄の続きの項目 2 の続葉」と記入した上で願書様式に添付する。

■ 第Ⅶ欄

標準文言を含む申立て (規則 4.1(c) (iii) 及び 4.17) : 出願人の選択により、一または複数の指定国で適用される国内法令のために、下記の一ないし複数の申立てを願書に含めることができる。

- (i) 発明者の特定に関する申立て
- (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て
- (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て
- (iv) 発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合)
- (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

各申立ては、それぞれ第 211 号から第 215 号までに規定する標準文言に従い、下記の第Ⅶ欄(i)から(v)に記載しなければならない。申立てが含まれる場合、第Ⅶ欄の適切なチェックボックスにレ印を付し、それぞれの申立ての数を右欄に記入する。申立ての補正・追加については、規則 26 の 3、第 216 号、及び「PCT 出願人の手引」国際段階を参照。

標準文言が該当しないような特別の場合には、規則 4.17 に規定する申立てを使用せず、国内段階に移行する際にその国内要件を満たさなければならない。

規則 4.17 に従って申立てが作成されたからといってその内容が立証されるわけではない。指定国におけるその効果は、該当する国内法によって当該指定国が決定する。

申立ての文言が、規則 4.17 に基づき実施細則に規定される標準文言に従っていなくとも、指定官庁が国内法上、申立てを受理してもよいが、義務ではない。

国内法の要件に関する詳細：それぞれの指定官庁において必要な申立てに関する情報については「PCT 出願人の手引」の関係する国内段階の部分を参照。

指定官庁における効果（規則 51 の 2.2）：出願人が規則 4.17(i) から(iv) までに基づき、必要な標準的文言を含んだ申立てを（国際出願と同時に、又は規則 26 の 3 に基づく該当する期限内に国際事務局に、又は国内段階において直接指定官庁に）提出した場合、指定官庁は、国内段階において、当該申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、関連する事項について更なる書類又は証拠を要求することはできない。

■ 第Ⅷ欄(i)～(v)（総論）

申立て欄の種類：予め印刷された願書様式には 6 種類の申立て欄がある。規則 4.17 に規定する 5 つの異なる各種申立てごとに欄が一つ（第Ⅷ欄(i) から(v) まで）、及びそのうちのある申立てが該当欄に適合しない場合に使用する続葉（第Ⅷ欄(i) から(v) までの続き）がその内訳となる。実施細則に規定する標準文言中の各種申立ての名称は、願書の該当用紙に予め印刷されている。

各申立てのための個別の用紙：各申立ては、該当申立て欄の願書様式の個別の用紙から記載し始めなければならない。

名称、項目、項目番号、点線、丸括弧内の語及び角括弧内の語：申立ての標準文言には、名称、種々の項目、項目番号、点線、丸括弧内の語及び角括弧内の語が使用されている。既に印刷済の標準文言を含む第Ⅷ欄(iv)を除き、その申立て事項を裏付けるのに必要な該当する項目のみ申立てに含まなければならない（即ち、該当しない項目は省略すること）。項目番号を含める必要はない。点線は情報を挿入する必要があることを示す。丸括弧内の語は状況に応じて申立てに記載すべき情報に関する出願人への指示である。角括弧内の語は、出願人の任意で、該当する場合には角括弧を除いて申立てに記載し、そうでない場合は角括弧とともに省略すること。

複数の者の氏名を記載する場合：単一の申立てに複数の者の氏名を記載することができる。または、以下に示す一つの例外を除き、各人毎に個別の申立てを作成することもできる。アメリカ合衆国を指定する場合にのみ使用する第Ⅷ欄(iv)の「発明者である旨の申立て」については、発明者全員を単一の申立て中に表示しなければならない（下記の第Ⅷ欄(iv)の備考を参照）。第Ⅷ欄(i)、(ii)、(iii)及び(v)の申立ての文言は、必要に応じ単数、複数に対応させることができる。

■ 第Ⅷ欄(i)

発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i) 及び第 211 号）：この申立ては、下記の文言に従うものとする。

『発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i) 及び 51 の 2.1(a)(i)）

本国際出願〔PCT/JPO○○○○/○○○○○○〕に関し、

（あて名）在住の（氏名）は、本国際出願によって保護を求められている対象の発明者である。』

このような申立ては、規則 4.5 又は 4.6 に従って第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄に発明者である（発明者のみである又は出願者及び発明者である）として記載されている発明者については必要ではない。ただし、規則 4.5 に従い、第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄において発明者が出願人として記載されている場合には、出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(ii)）が該当しうる。規則 4.5 又は 4.6 に従った発明者に関する記載が第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄に含まれていない場合には、この申立ては、出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(ii)）の所定の文言と組み合わせることができる。そのような組み合わせた申立ての詳細については、以下の第Ⅷ欄(ii)の備考を参照。米国指定のための発明者である旨の申立てに関する詳細については、下記第Ⅷ欄(iv)の備考を参照。

■ 第Ⅷ欄(ii)

出願し及び特許を与えられるための出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(ii) 及び第 212 号）：この申立ては、出願人の資格を説明するため、必要に応じて以下の(i)～(viii)の項目に掲げられた事項の記載、省略、繰返し及び並べ替えにより文言を作成するものとする：

『出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本申立てが規則 4.17(iv)に規定する申立てに該当しない場合）（規則 4.17(ii) 及び 51 の 2.1(a)(ii)）

本国際出願〔PCT/JPO○○○○/○○○○○○〕に関し、

以下の事実により、（氏名又は名称）は出願し及び特許を与えられる資格を有している。

(i) （あて名）在住の（氏名）は、本国際出願によって保護が求められている対象の発明者である。

(ii) （氏名又は名称）は、発明者たる（発明者の氏名）の雇用者としての資格を〔有している〕〔有していた〕。

(iii) （日．月．年）付で、（氏名又は名称）と（氏名又は名称）との間に締結された契約

(iv) （日．月．年）付で、（氏名又は名称）から（氏名又は名称）へな

された譲渡

- (v) _____ (日. 月. 年) 付で、_____ (氏名又は名称) が _____ (氏名又は名称) のために与えた同意
- (vi) _____ (日. 月. 年) 付で、_____ (裁判所名) が発した、_____ (氏名又は名称) から _____ (氏名又は名称) への移転を命じる裁判所命令
- (vii) _____ (日. 月. 年) 付で、_____ (具体的な移転の種類を記入) によってなされた _____ (氏名又は名称) から _____ (氏名又は名称) への資格の移転
- (viii) _____ (日. 月. 年) 付で、出願人の氏名又は名称が _____ (氏名又は名称) から _____ (氏名又は名称) に変更されたこと。』

項目(i)～(viii)は、出願人の資格を説明するため必要に応じて申立てに盛り込むことができる。**本申立ては、国際出願日より前に発生した事実のみ適用される。**項目(vii)の資格の移転となりうる種類には、合併、買収、相続、贈与などが挙げられる。先の出願の出願人から連続して資格の移転があった場合には、移転の記載順は、実際に移転が行われた順とし、出願人の資格を説明するのに必要な場合には、同じ項目を繰り返し記載することができる。発明者が第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄に記載されていない場合、この申立ては、出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立てと発明者の特定に関する申立てを組み合わせた申立てとして作成することができる。その場合、申立ての冒頭の文言は以下のとおりとする。

『出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(ii) 及び 51 の 2.1(a)(ii)）、及び発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i) 及び 51 の 2.1(a)(i)）を組み合わせた申立て（本申立てが規則 4.17(iv) に規定する申立てに該当しない場合）：』

組み合わせた申立てのうち残りは、上述に示されたとおりの文言で示すものとする。

発明者の特定に関する申立てについての詳細は、上記第Ⅷ欄(i)の備考を参照。

■第Ⅷ欄(iii)

先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(iii) 及び 第 213 号）：この申立ては、出願人の資格を説明するため、必要に応じて以下の(i)～(viii)の項目に掲げられた事項の記載、省略、繰返し及び並べ替えにより文言を作成するものとする：

『出願人が優先権主張の基礎とされた先の出願の出願人と同一でない場合、又は先の出願の出願日以後に出願人の氏名又は名称が変更された場合において、以下の先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(iii) 及び 51 の 2.1(a)(iii)）

本国際出願〔PCT/JP〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇〕に関し、

以下の事実により、_____ (氏名又は名称) は先の出願 _____ (番号) に基づく優先権

を主張する資格を有している。

- (i) 当該出願人は、先の出願により保護を求められている対象の発明者である。
- (ii) _____(氏名又は名称)は、発明者たる_____(発明者の氏名)の雇用者としての資格を「有している」「有していた」。
- (iii) _____(日. 月. 年)付で、_____(氏名又は名称)と_____(氏名又は名称)との間に締結された契約
- (iv) _____(日. 月. 年)付で、_____(氏名又は名称)から_____(氏名又は名称)へなされた譲渡
- (v) _____(日. 月. 年)付で、_____(氏名又は名称)が_____(氏名又は名称)のために与えた同意
- (vi) _____(日. 月. 年)付で、_____(裁判所名)が発した、_____(氏名又は名称)から_____(氏名又は名称)への移転を命じる裁判所命令
- (vii) _____(日. 月. 年)付で、_____(具体的な移転の種類を記入)によってなされた_____(氏名又は名称)から_____(氏名又は名称)への資格の移転
- (viii) _____(日. 月. 年)付で、出願人の氏名又は名称が_____(氏名又は名称)から_____(氏名又は名称)に変更されたこと。』

項目(i)～(viii)は、出願人の資格を説明するため必要に応じて申立てに盛り込むことができる。**この申立ては、国際出願日より前に発生した事実のみ適用される。**また、この申立ては、出願人の名義又は氏名若しくは名称が、優先権を主張する先の出願の出願人のものと異なる場合のみに適用される。たとえば、出願人5人のうち1人が、先の出願に記載された出願人と異なる場合には、本申立てを適用することができる。項目(vii)の資格の移転となりうる種類には、合併、買収、相続、贈与などが挙げられる。先の出願の出願人から連続して資格の移転があった場合には、移転の記載順は、実際に移転がなされた順とし、出願人の資格を説明するため、必要に応じて同じ項目を繰り返し記載することができる。

■ 第Ⅷ欄(iv)

発明者である旨の申立て (規則 4.17(iv)及び第 214 号) : この申立ての標準文言は第Ⅷ欄(iv)に印刷済みである。

発明者の氏名、住所、郵便のあて名は、発明者毎に記載しなければならない。発明者の氏名、郵便のあて名がラテン文字で記載されていない場合、氏名、郵便のあて名はラテン文字により記載しなければならない。全ての発明者が署名し、日付を記入しなければならないが、全ての発明者が同一の申立て用紙に署名する必要はない(第 214 号(b))。

四名以上の発明者がいる場合、その他の発明者は「第Ⅷ欄(i)～(v)の続き」の用紙に記載しなければならない。この続葉は、「第Ⅷ欄(iv)の続き」としたうえで、その他の発明者の氏名、住所、郵便のあて名を記載しなければならない。少なくとも発明者の氏名、郵便のあて名は、ラテン文字により記載する。その場合に「完全な申立て」とは、第Ⅷ欄(iv)と続葉の両方を含むものである。「完全な申立て」には全ての発明者が署名し、日付を記入しなければならないが、全ての発明者が同一の用紙に署名する必要はなく、そ

の場合、個別に署名された「完全な申立て」を提出しなければならない（第 214 号 (b)）。

願書に申立てを含めず、出願後に提出する場合は、第Ⅷ欄 (iv) の文章中に国際出願番号を記載しなければならない。

■ 第Ⅷ欄 (v)

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（規則 4.17(v) 及び第 215 号）：この申立ては、必要に応じて以下の (i)～(iv) の項目に掲げられた事項の記載、省略、繰返し及び並べ替えにより文言を作成するものとする。：

『不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（規則 4.17(v) 及び 51 の 2.1(a) (v)）

本国際出願〔PCT/JP〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇〕に関し、

_____（氏名又は名称）は、本国際出願の請求項に記載された対象が以下のように開示されたことを申し立てる。

(i) 開示の種類（該当するものを記入）

- (a) 国際見本市
- (b) 刊行物
- (c) 不当使用
- (d) その他_____（具体的に記入）

(ii) 開示の日付_____

(iii) 開示の名称_____（適宜記入）

(iv) 開示の場所_____（適宜記入）」

項目 (i) の (a)、(b)、(c) または (d) のいずれかを、必ず申立てに記載しなければならない。項目 (ii) も必ず申立てに記載しなければならない。項目 (iii) 及び (iv) は、状況に応じて申立てに盛り込むことができる。

■ 第Ⅸ欄

国際出願を構成する用紙：国際出願の様々な部分の用紙の枚数は、アラビア数字を用いて照合欄に記入しなければならない。第Ⅷ欄 (i)～(v) のいずれかを含む用紙（申立て用紙）は願書の一部として数える。配列表テーブルを含めいずれの表も、明細書の一体部分として含め、表を含んだ用紙は国際出願の枚数として数える。表を別個の用紙で提出する規定又はその提出形態に対し減額を行う規定はなくなった。

ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列：書面により出願する場合：国際出願が書面により（「最終用紙－書面による出願用」と記載された用紙を用いて）出願され、一又は二以上のヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列の開示を含む場合には、配列表は、実施細

則の附属書 C に定める基準に従い、すわなち、WIPO 標準 ST. 25 に準拠し、明細書の別個の部分（「明細書のうち配列表を記載した部分」）として表さなければならない。配列表の用紙の枚数は、第 IX 欄の項目 (f) 欄に記入し、かつ用紙の合計枚数に含める。なお、配列表を書面により提出する場合、ISA が規則 13 の 3 に基づき国際調査のみのために要求するときには、附属書 C/ST. 25 準拠のテキストファイル形式による配列表を物理媒体に保存した写しを（必要とされる陳述書とともに）国際出願に添付しなければならない。このような場合には、第 IX 欄のチェックボックス 8 及び 9 にレ印を付す。更に、フレキシブルディスク又は CD-ROM、CD-R、その他 ISA が認める物理媒体等の種類及びその枚数を項目 8 に記載する。

国際出願に添付する項目について：国際出願に添付する特定の項目については、該当するチェックボックスにレ印を付し、各項目の点線上に適切な表示をし、それら項目の数を関連する行の最後に記入しなければならない。このような表記を必要とする項目毎の詳細な説明は以下を参照。

チェックボックス 4：包括委任状を受理官庁に寄託しており、包括委任状の写しを国際出願とともに提出する場合には、このチェックボックスにレ印を付すこと。当該受理官庁がその参照番号を付与している場合には、その番号を表示する。

チェックボックス 6：国際調査のための国際出願の翻訳文（規則 12.3）を国際出願とともに提出する場合には、このチェックボックスにレ印を付し、翻訳の言語を表示する。

チェックボックス 7：記入済の様式「PCT/RO/134」又は寄託された微生物及び／又は他の生物材料に関する表示を含む別個の用紙を国際出願とともに提出する場合、このチェックボックスにレ印を付す。様式「PCT/RO/134」又は上述の表示を含むあらゆる用紙が明細書の用紙の一部として含む場合（特定の指定国（「PCT 出願人の手引」附属書 L 参照）では要求される）は、このチェックボックスにレ印を付さないことに注意（更なる情報は、規則 13 の 2 及び第 209 号を参照）。

チェックボックス 8 及び 9：明細書の配列表部分を書面により提出する場合、ISA が規則 13 の 3 に基づき国際調査のみのために要求するときには、附属書 C/ST. 25 のテキストファイルの形式による配列表の写しを（必要とされる陳述書とともに）国際出願に添付しなければならない。このような場合には、第 IX 欄の項目 8 及び 9 にレ印を付さなければならない。

国際出願の提出の言語（規則 12.1(a)、20.1(c) 及び (d)）：国際出願日の認定において、提出する国際出願の言語については、下記の記述に従うことを条件として、明細書及び請求の範囲を受理官庁が国際出願に認める言語で記載すれば十分とする。チェックボックスにその言語名を記載すること（要約及び図面の文言の言語については、規則 26.3 の 3(a) 及び (b) を参照。願書の言語については、規則 12.1(c)、26.3 の 3(c) 及び (d) を参照）。国際出願が米国特許商標庁を受理官庁としてなされた場合、国際出願日の認定のためには国際出願のすべての要素（願書、明細書、請求の範囲、要約、図面のテキスト部分）は英語でなければならない。ただし、実施細則の附属書 C に従い、明細書の配列表

部分のフリーテキストは英語以外の言語で記載することができる。

■第Ⅹ欄

出願人の署名（規則 4.1(d)、4.15、26.2 の 2(a)、51 の 2.1(a) (vi) 及び 90）：

出願人が署名しなければならない。複数の出願人がいる場合には、すべての出願人が署名しなければならない。ただし、一又は二人以上の出願人の署名が無い場合でも、出願人のうち少なくとも一人が願書に署名していれば、受理官庁はその他の欠けている署名の提出を出願人に求めない。

注意：国際段階で取下げの通告を提出する場合、取下げの通告には出願人、又は二人以上の出願人がある場合にあっては全ての出願人が署名しなければならない（規則 90 の 2.5）。又は、取下げの通告には、各出願人がその選択により願書、国際予備審査の請求書、別個の委任状（規則 90.4(a)）又は包括委任状（規則 90.5(a)）に署名することによって選任した代理人又は共通の代表者が署名しなければならない。

国内段階の処理の目的のために、各指定官庁は、願書に署名していない当該指定国における出願人の署名による国際出願の承認の提出を出願人に求めることができる。

願書の署名が出願人ではなく代理人又は共通の代表者による場合には、出願人は、各代理人若しくは共通の代表者を選任する別個の委任状、又はすでに受理官庁に寄託した包括委任状の写しを提出しなければならない。委任状は、出願人又は、二人以上の出願人がある場合には、少なくとも出願人のうちの一人が署名しなければならない。委任状が願書とともに提出されていない場合、受理官庁は、別個の委任状の要件を放棄しない限り、出願人に委任状の提出を求める（各受理官庁についての詳細は「PCT 出願人の手引」附属書 C を参照）。

■追記欄

この欄を使用する場合及びその記入方法は、追記欄の左欄の説明を参照のこと。

項目 2 及び 3 について：規則 49 の 2.1(a)、(b) 又は (d) の規定に基づき項目 2 及び 3 に関して表示を行なった場合においても、出願人は、一部の指定官庁における国内段階への移行に際してその旨の表示を求められる。

出願人が、当該国際出願がいかなる指定国においても実用新案のための出願として取り扱われることを明記したい場合は、第Ⅴ欄についての備考を参照のこと。

■一般的な注意事項

通信の言語（規則 92.2 及び第 104 号）：

出願人から受理官庁への書簡は、提出した国際出願の言語で作成しなければならない。ただし、国際出願が規則 12.3 に基づいて要求される翻訳文の言語で国際公開される場合は、書簡は当該翻訳文の言語で作成しなければならない。ただし、受理官庁は別の言語の使用を認めることができる。

出願人から国際事務局への書簡は、国際出願の言語が英語又はフランス語である場合には、当該国際出願と同一の言語で作成しなければならない。その他の場合には、出願人の選択によりは英語又はフランス語で作成されなければならない。

出願人から ISA への書簡は、国際出願と同一の言語でなければならない。ただし、規則 23.1(b)に基づき国際調査のための翻訳文が送付された場合には、当該書簡は、その翻訳文の言語とする。ただし、ISA は別の言語の使用を認めることができる。

国際出願の構成要素の順序及び用紙の番号の付け方（規則 11.7 及び第 207 号）：

国際出願の構成要素は、次の順序で配置されなければならない。

願書、明細書（配列表は除く）、請求の範囲、要約書、図面（該当する場合）、明細書のうち配列表を記載した部分（該当する場合）。

明細書（配列表を除く）、請求の範囲及び要約のすべての用紙には、連続したアラビア数字により番号を付さなければならない。当該番号は用紙の上端又は下端（余白を除く）の中央に付す。図面の各用紙の番号は、用紙の番号と用紙の合計数を斜線で区分した 2 つのアラビア数字により付す（例. 1/3、2/3、3/3）。明細書のうち配列表を記載した用紙の番号の付け方に関しては、第 207 号を参照のこと。

出願人又は代理人の書類記号の記載：

明細書（配列表を除く）、請求の範囲、要約書、図面（該当する場合）及び明細書のうち配列表を記載した部分（該当する場合）の用紙への出願人又は代理人の書類記号の記載（規則 11.6(f)）：願書に書類記号を付す場合には、国際出願の各用紙の上端から 1.5cm 以内であって、上端の余白の左隅に付することができる。

注意: この日本語テキストは、「NOTES TO THE FEE CALCULATION SHEET (ANNEX TO FORM PCT/RO/101)」(原文)に基づいて作成されたものです。日本語テキストと原文の内容が相違する場合には、全て原文が優先します。

手数料計算用紙(様式 PCT/RO/101 の附属書)の備考

手数料計算用紙の目的は、出願人が所定の手数料を特定し、納付すべき金額の計算を容易にするためのものである。

出願人は、該当する欄に適切な金額を記入することにより手数料計算用紙を作成し、国際出願の提出時に当該用紙を提出することが強く推奨される。これにより、受理官庁は、計算を確認して過誤を特定することが容易となる。

適用される手数料納付額についての情報は、受理官庁及び国際事務局ウェブサイト (www.wipo.int/pct/en/fees.pdf) から得ることができる。国際出願手数料及び調査手数料の額は、為替変動により変更される可能性がある。出願人は、最新の手数料の額を確認することが推奨される。全ての手数料は国際出願が受理された日から 1 月以内に納付しなければならない。

■ 所定の手数料の計算

I 枠: 受理官庁のための送付手数料 (規則 14.1):

送付手数料がある場合、その額は受理官庁が定める。受理官庁が国際出願を受理した日から 1 月以内に支払わなければならない。送付手数料に関する情報は「PCT 出願人の手引」附属書 C を参照のこと。

S 枠: 国際調査機関 (ISA) のための調査手数料 (規則 16.1):

調査手数料の額は、ISA が定める。受理官庁が国際出願を受理した日から 1 月以内に納付しなければならない。調査手数料に関する情報は「PCT 出願人の手引」附属書 D を参照のこと。

二以上の ISA が管轄している場合、出願人は該当する箇所に選択を記載し、選択した ISA が定める国際調査手数料の額を納付する。管轄 ISA 及び出願人が二以上の ISA から選択できるか否かについての情報は「PCT 出願人の手引」附属書 C も参照のこと。

I 枠: 国際出願手数料:

国際出願手数料の額は、願書の第 IX 欄に記入した国際出願の用紙の枚数により決定される。

その枚数は願書の第 IX 欄に表示した用紙の合計である。明細書のうち配列表を記載した部分を、附属書 C/ST.25 のテキストファイルではなく書面により提出する場合には、明細書の配列表を記載した部分の実際の用紙の枚数を含む。

国際出願手数料は、受理官庁が国際出願を受領した日から 1 月以内に支払わなければならない。

減額：

出願人は PCT 手数料表 (www.wipo.int/pct/en/fees.pdf) 及び出願人の手引き関連附属書 C に掲載されている一定額を減額される。減額が適用される場合、減額の金額は手数料計算用紙に記載しなければならない。国際出願が電子形式で出願された場合及び/又は出願人が特定の国の自然人である場合に適用される減額を含む。手数料減額のこれら 2 種類は下記に説明されている。

国際出願が電子形式で提出される場合の国際出願手数料減額：

国際出願を電子形式で提出した場合、使用された電子形式に従って国際出願手数料は減額される。国際出願手数料は、願書が文字コード形式ではない国際出願については (PCT 手数料表四 (a) を参照) 100 スイス・フラン (又は受理官庁へ納付される通貨による換算額)、願書が文字コード形式である場合には (手数料表四 (b) を参照) 200 スイス・フラン (又は受理官庁へ納付される通貨による換算額)、及び願書、明細書、請求の範囲及び要約書が全て文字コード形式である場合には (手数料表四 (c) を参照) 300 スイス・フラン (又は受理官庁へ納付される通貨による換算額) が減額される。詳細については、「PCT 出願人の手引」国際段階及び附属書 C、公示 (PCT 公報) 並びに PCT ニュースレターの情報を参照のこと。電子形式で提出された国際出願は当該電子形式に願書及び手数料計算用紙を含むため、様式 PCT/RO/101 の添付書類である手数料計算用紙に減額事項の記載はない。

一部の締約国の出願人に対する国際出願手数料の減額：

1 人当たりの国内総生産が 25,000 米ドル (国際連合が公表した 2005 年を基準とした米ドルベースの最近 10 年間の 1 人当たりの実質国内総生産の数字を平均したもの) を下回り、かつ国際事務局が公表した最近 5 年間の平均年間出願件数により、自然人である国民及び居住者が提出する国際出願が (100 万人当たり) 年間 10 件未満又は (絶対数で) 年間 50 件未満である国として一覧に掲載された国の国民であって、これらの国に住所を有する自然人である出願人又は自然人であるか否かを問わず、国際連合によって後発開発途上国に分類される国として一覧に掲載された国の国民であって、その国に住所を有する出願人は、手数料表に従い、国際出願手数料を含む PCT 手数料の一部について 90% の減額を受けることができる。国際出願手数料の減額は、国際出願時に、出願人又は複数の出願人がいる場合にはすべての出願人が、その出願の真のかつ単独の所有者であり、当該手数料の減額の適格性を有しない他の者に対して、発明に係る権利を譲渡、付与、移転又はライセンスする義務がない場合にのみ、その権利が認められる。複数の出願人がいる場合、各人が上記の条件を満たしていなければならない。出願人又は複数の出願人がいる場合にはすべての出願人に国際出願手数料の減額の権利が認められる場合、当該減額は、特定の請求がなされることを必要とせずに、願書の第 II・III 欄に記載された氏名、国籍及び居所をもとに適用される。

この手数料減額措置は、出願人のうちの一又は複数の者が PCT 締約国の国民でない場合であっても受けることができる。ただし、それぞれが上記の条件を満たし、出願人のうち少なくとも一の者が PCT 締約国の国民または居住者である、つまり国際出願をすることができることを条件とする。

国際出願手数料を含む PCT 手数料の一部について 90%の減額を受けることができる PCT 締約国に関する情報は、「PCT 出願人の手引」附属書 C 及び WIPO ウェブサイト (www.wipo.int/pct/en) を参照のこと。また公示 (PCT 公報) 及び PCT ニュースレターで随時更新されている。

減額の場合における国際出願手数料の計算 : (すべての) 出願人が国際出願手数料の減額を受ける資格を有する場合、I 枠に記載する合計は、国際出願手数料の 10%である (下記参照)。

P 枠 : 優先権書類の手数料 (規則 17.1(b)) :

願書の第 VI 欄の該当するチェックボックスにレ印を付すことによって、受理官庁が優先権を主張する先の出願の認証された写しを作成し、国際事務局に送付することを出願人が受理官庁に対して要求する場合、こうしたサービスについて受理官庁が定める手数料額を記載することができる (「PCT 出願人の手引」附属書 C 参照)。

遅くとも優先日から 16 ヶ月の満了前にその手数料が支払われない場合、受理官庁は規則 17.1(b)に基づく請求は行われなかったとみなすことができる。

RP 枠 : 優先権主張の回復請求手数料 (規則 26 の 2.3(d)) :

規則 26 の 2.3(e)に定める期間内に、当該国際出願において優先権を主張する先の出願に関して優先権を回復するよう出願人が受理官庁に対して請求する場合、こうしたサービスに対して受理官庁の定める手数料の額を記載することができる (「PCT 出願人の手引」附属書 C 参照)。

ES 枠 : 先の調査書類の手数料 (規則 12 の 2.1(b)及び(d)) :

ISA に考慮するよう請求したい先の調査の結果について、願書第 VII 欄の続きの項目 1、2 の適切なチェックボックスにレ印を付すことにより、出願人が受理官庁に先の調査の結果の写しを作成し、ISA へ送付することを請求する場合 (このような請求は、先の調査が受理官庁として行動する官庁と同一の官庁によって行われた場合 (規則 12 の 2.1(b))、又は先の調査の結果を受理官庁が入手可能な場合 (規則 12 の 2.1(d)) に限りできる))、こうしたサービスに対する当該受理官庁の定める手数料の額をこの欄に記載することができる (「PCT 出願人の手引」附属書 C 参照)。

合計枠 :

T 枠、S 枠、I 枠、P 枠、RP 枠及び ES 枠に記載された額の合計はこの枠に記載する。出願人が求める場合、納付する手数料の通貨を合計枠横又は枠中に表示することができる。

■支払方法

受理官庁が所定の手数料の支払方法を特定できるよう、該当するチェックボックスにレ印を付すことが推奨される。クレジットカードの詳細は手数料計算用紙に記入せず、受理官庁が受入れ可能な安全な方法により別途提出する。

■預金又は当座預金への請求 (又は預け入れ) の承諾

受理官庁は、預金又は当座預金の承諾に関する署名がない場合や、預金又は当座預金の口座番号が記載されていない場合は、預金又は当座預金への手数料の請求（又は預け入れ）を行わない。